

奥出雲軽トラ新鮮あたご市特区

(申請者：三成本町通り商店会)

1. 申請内容

(1) 事業内容

奥出雲町三成地区内の県道玉湯吾妻山線の一部区域を会場として、地元農産物等の販売・PR、子ども向けの職業体験、生産者と消費者の交流イベントを実施し、生産者と消費者の交流促進、商店街の賑わい創出、地域活性化を図る。

・開催期間：年10回程度

(2) 特区の範囲

県道玉湯吾妻山線

(奥出雲町三成 252 番地先交差点から 278 番地先交差点まで)

(3) 目指す地域活性化

- ・地元農産物等を販売・PRすることで、生産者と消費者の交流を促進するとともに、商店街の賑わいを創出し、地域の活性化を目指す。
- ・子ども向けの職業体験などを通して、子どもの豊かな人間性を育む機会を提供する。
- ・高齢者等が手軽に地元農産物等を購入できる場所を提供する。

2. 規制の内容

(1) 道路使用許可単位・道路占用許可単位

許可単位(申請単位)は、原則として、道路を使用または占用する一つの行為について1件の許可として取り扱っている。

(2) 道路使用許可申請に係る手数料の納付

道路に工作物等を設置するときは、1件につき2,200円の道路使用許可の手数料を徴収している。

3. 対応方針

この事業は、「三成本町通り商店会」が事業計画書に基づき、設置する物件等を把握し、安全管理のための点検体制も構築し、一体的に管理・運営が図られることや、商店街の賑わい創出による地域活性化、子ども向けの職業体験を計画するなど、公共性・公益性が高い事業と認められることから、規制を緩和する。

(1) 道路使用許可単位・道路占用許可単位の緩和【関係法令等：道路交通法、道路法】

⇒実施主体による包括一件申請を認めるものとする。

(2) 道路使用許可申請手数料の免除【関係法令等：警察に関する手数料条例】

⇒手数料免除を認める。